

## 企画競争説明書

### 1 総則

平成19年度地球温暖化防止大規模「国民運動」推進事業委託業務に係る企画競争の実施については、この説明書に定める。

### 2 業務内容

別添「平成19年度地球温暖化防止大規模「国民運動」推進事業委託業務に係る企画書作成のための仕様書」のとおりとする。

### 3 予算額

予算総額は、2,700,000 千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）以内とする。なお、予算総額については、平成19年度予算の国会審議等により変更される場合がある。

### 4 参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 工事請負契約等に係る指名停止等措置要領について（平成13年1月6日環境会第9号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 平成16・17・18年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」の「広告・宣伝」において、開札時まで、「A」の等級に格付されている者であること。ただし、平成19・20・21年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」の「広告・宣伝」の資格を引き続き取得すること。
  - \* 1) テレビ、ラジオ等でのキャンペーンを行うこととなるので、各メディアの放送枠等を確保できることが重要です。
  - \* 2) 公益法人が主体となる場合には、委託費の5割以上を他の法人等の第三者に再委託（業務請負契約、外注契約）することがないように留意して下さい（「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成14年3月29日閣議決定）参照）。なお、公益法人以外においても、委託業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行監理部門の再委託はできません。
- (5) 企画競争説明書の交付を受けた者であること。

### 5 企画競争に係る説明会の開催

#### (1) 日時

平成19年1月9日（火）11時から

#### (2) 場所

東京都千代田区霞が関1-2-2  
環境省第1会議室（第5合同庁舎22階）

## 6 本説明書に関する質問の受付及び回答

### (1) 受付先

東京都千代田区霞が関1-2-2

環境省地球環境局地球温暖化対策課国民生活対策室

TEL: 03-5521-8341 FAX: 03-3504-1634

### (2) 受付期間

平成19年1月10日(水)までの10:00~17:00

### (3) 受付方法

FAX(A4、様式自由)にて受け付ける。

### (4) 回答

平成19年1月11日(木)までに、企画競争参加者に対してFAXにて行う。

## 7 企画書等の提出書類、提出期限等

### (1) 提出書類

平成19年度地球温暖化防止大規模「国民運動」推進事業委託業務に係る企画書  
経費内訳書(平成19年度地球温暖化防止大規模「国民運動」推進事業委託業務  
を実施するために必要な経費のすべての額(うち消費税額及び地方消費税額を含  
む。)を記載した内訳書)

提出者の概要(会社概要等)が分かる資料

### (2) 提出期限等

提出期限

平成19年1月17日(水)17時

企画書等の提出場所及び作成に関する問合せ先

6(1)に同じ

提出部数

ア 平成19年度地球温暖化防止大規模「国民運動」推進事業委託業務に係る企画書	20部
イ 経費内訳書	20部
ウ 提出者の概要(会社概要等)が分かる資料	1部

提出方法 直接提出(持参)とする。

## 8 企画書等の提出に当たっての注意事項

(1) 受付時間は、平日の10時から17時までとする。

(2) 提出された企画書等は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消しを行うことはできない。また、返還も行わない。

(3) 提出された企画書等は、提出者に無断で使用しない。

(4) 1者当たり1件の企画を限度とし、1件を超えて申込みを行った場合はすべてを無効とする。

(5) 虚偽の記載をした企画書等は、無効とする。

(6) 参加資格を満たさない者が提出した企画書等は、無効とする。

(7) 企画書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

## 9 企画提案会の開催

(1) 有効な企画書等を提出した者について、必要に応じ、企画提案会を開催する。開催

場所、説明時間、出席者数の制限等については、有効な企画書等を提出した者に対して平成19年1月19日（金）までに連絡する。

なお、企画提案会に先立ち、企画書等を提出した者に対し、企画書等の内容を確認するためにヒアリングを実施する場合がある。ヒアリングの日時、場所については、後日、対象者へ連絡する。

- (2) 上記により連絡を受けた者は、指定された場所及び時間において、提出した企画書等の説明を行うものとする。

#### 10 企画書等を選定するための審査基準

- (1) 審査は、「平成19年度地球温暖化防止大規模「国民運動」推進事業委託業務の企画審査について」（別紙1）及び「平成19年度地球温暖化防止大規模「国民運動」推進事業委託業務に係る企画書等審査基準及び採点表」（別紙2）に基づき、提出された企画書等について行い、業務の目的に最も合致し優秀な企画書等を提出した1者を選定し、契約候補者とする。
- (2) 審査結果は、企画書等の提出者に遅滞なく通知する。ただし、9の企画提案会を開催する場合は、企画提案会参加者に遅滞なく通知する。

#### 11 契約の締結

支出負担行為担当官環境省地球環境局長は、契約候補者から見積書を徴取し、予定価格の制限の範囲内であることを確認し、契約を締結する。なお、本件に係る契約については、平成19年度予算の成立後に金額の予算額の確定を行ったうえで、契約日は平成19年4月2日以降とする。